

質疑回答書

業務名：自然保護対策要綱冊子更新業務委託

(令和8年8月7日 回答)

番号	質問項目	質問内容	回答
1	原稿・文章の提供について	新冊子の解説文（条例・要綱をわかりやすく言い換えた本文）は受託者が起案するのでしょうか。それとも町からベースとなる文章素案の支給があるのでしょうか。また、起案した解説文の内容確認・監修は町のどの部署が、何回程度行う想定でしょうか。	解説文の起案は受託者が行います。受託者は条例・要綱原文を踏まえ、対象読者（事業者・住民）に分かりやすい表現へ言い換え、図表や事例を用いて解説案を作成します。内容確認は町担当部署（環境課自然保護対策係）が行います。確認回数の標準想定は下記のとおりとします。 第1回：原案提示（全体構成と主要項目の言い換え方）→町の一次コメント 第2回：修正版（町の一次コメント反映）→町の最終確認（詳細文言や法的表現の確認） 必要に応じて第3回（最終調整）を想定
2	原稿データの提供範囲について	支給予定の原稿冊子データ（PDF・Word・Excel 形式）には、本文だけでなく図表（後退距離のイメージ図、高さ制限・緩和の図、太陽光発電施設の取扱図等）の元データ（Illustrator 等の編集可能データ）も含まれますでしょうか。	支給予定の原稿冊子データは、本文以外の図や元データも含まれます。PDF・Word・Excel 形式になります。
3	地図データの提供形式について	冊子に掲載されている用途地域図及び特定道路等位置図は GIS データ・CAD データ・画像データのいずれの形式で支給いただけますでしょうか。また、支給データは最新ののでしょうか。	用途地域図及び特定道路等位置図は最新の PDF での提供になります。

4	掲載写真（緑の景観賞受賞事例等）の取扱いについて	「軽井沢 緑の景観賞」受賞事例等、現行冊子に掲載されている建物写真は、既存の写真をそのまま継続使用してよいでしょうか。新規撮影や被写体所有者への使用承諾の再取得が必要な場合、その調整は町・受託者のいずれが行うのでしょうか。	既存写真をそのまま使用することを想定しています。 新規撮影や被写体所有者への使用承諾の再取得が必要な場合、受託者が被写体所有者との使用承諾取得（連絡・立会い・同意書取得等）を行います。
5	現地取材・撮影の要否について	写真・イラスト 80 点程度を想定とありますが、このうち新規の現地取材・撮影を想定している点数・割合はどの程度でしょうか。既存写真の活用のみで対応することも可能でしょうか。	80 点の想定内訳は受託者の提案により変動可能です。 既存写真のみで対応することは可能ですが、最新の事例反映やビジュアルの統一感、必要解像度・構図の観点からは一部新規撮影を推奨します。
6	撮影対象への許可調整について	現地撮影（受賞邸宅、町内景観等）を行う場合、被写体所有者への立入り・撮影許可の調整は町が行っていただけるのでしょうか。それとも受託者が行う想定でしょうか。	現地撮影許可の調整は受託者が行います（被写体所有者への連絡、立入り許可、同意書取得等）。
7	掲載範囲（巻末部分）について	巻末に含まれる「軽井沢町の善良なる風俗を維持するための要綱」及び「軽井沢町自然保護対策優良事業認定制度（緑の景観賞）」のページも、今回の構成・デザインリニューアルの対象に含まれますでしょうか。	巻末掲載項目（「軽井沢町の善良なる風俗を維持するための要綱」「自然保護対策優良事業認定制度（緑の景観賞）」等）も今回の構成・デザインリニューアルの対象です。
8	年度またぎの成果物区分について	令和 8 年度・令和 9 年度の 2 カ年契約となっておりますが、各年度における成果物及び検収の区切り（例：令和 8 年度は構成案・デザイン確定まで、令和 9 年度に印刷・製本まで等）について、想定があればご教示ください。	実施要領「11. 契約締結」に記載のとおり、選定された契約候補者と協議を行ったうえで、本契約における仕様書の内容を定めることから、現時点で年度ごとの到達させるべき概ねの目標についての想定等は提示できません。
9	契約期間中の条例改正等への対応について	契約期間中に条例又は要綱の改正があった場合、当該改正内容の冊子への反映は本業務の範囲に含ま	契約の期間中の条例又は要綱の改正内容を反映した冊子の作成になるため、本業務の範囲内で無償対応とし

		れますでしょうか。含まれる場合、追加費用の取扱いについてもご教示ください。	ます。
10	要綱冊子の制作について	色校正1回以上とありますが、全ページ通しでの本紙プルーフでしょうか。表紙や写真が含まれるページのみでしょうか。また、色校正も1回づつ印刷代がかかりますが、回数は受託者の提案回数で決定可能でしょうか。	写真や表・図など色再現が重要な頁は実機出力にて色校正を行う想定です。 その他大量ページ（テキスト中心ページ等）は高品質なPDFによるデジタル確認で代替することも可とします。 回数は受託者の提案により回数変更は可能ですが、双方協議により決定します。
11	要綱冊子の印刷・製本について	ナフサショックの影響で、紙の価格、無線綴じ用の糊の価格上昇が続いており、本年3月と7月に値上げが決定しています。令和10年3月納品の印刷製本見積を参加表明書の8月28日にご提出することはできかねます。印刷・製本の見積を概算とし、納品前に再契約（金額変更契約等）で御見積提出は可能でしょうか。	参加表明書提出時には「印刷・製本費用は概算見積（参考見積）」として提示してください。 金額変更については、状況に応じ双方協議のうえ対応します。
12	個人情報の取扱いについて	「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」が添付されておりますが、本業務において具体的にどのような個人情報の取扱いを想定されていますでしょうか。（取引先の氏名・連絡先等）	提案内容により個人情報の取扱いが必要な場合に対象となります